

2017 年 期 実務補習所 考査問題

【会計に関する理論及び実務】

< 注意 >

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<決算実務と開示>

問 決算実務と開示に関する次の記述のうち、以下の（ ）内に適当な語句を入れなさい。

1)	()	適時開示情報伝達システム
2)	()	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム
3)	()	有価証券の募集又は売出しのために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書
4)	()	企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を、適時、公平、継続して提供する活動
5)	() コード	機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該（ ）責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めたもの
6)	() コード	() とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。 () コードは、実効的な（ ）の実現に資する主要な原則を取りまとめたもの
7)	()	企業が将来の一定期間において企業全体として実現を満了する事業計画を、金額に落とし込んだ経営計画
8)	()	コンピュータ言語の一種であり、表示形式・順番や計算式の設定(タクソノミ)がデータ(インスタンス)と分離している点の特徴
9)	()	外債等を発行している場合や外国人株主・投資家が多くいる場合など、海外向けには国内向け財務諸表をもとに英文の()が作成されることもある
10)	() %ルール	株券等の大量保有の開示

問 次の書類の目的、制度趣旨について簡潔に述べなさい。

1) 有価証券報告書	有価証券報告書は・・・を目的としている。
2) 臨時報告書	臨時報告書は、・・・昭和46年に設けられた。

問 継続開示会社の提出書類である有価証券報告書の「第一部 企業情報」の記載項目のうち、空欄に当てはまる語句を下記の語群の中から選択しなさい。

第1 ()	1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 (以下、略)
第2 ()	1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 (以下、略)
第3 ()	1 設備投資等の概要 2 主要な設備の状況 (以下、略)
第4 ()	1 株式等の状況 2 自己株式の取得等の状況 (以下、略)
第5 ()	1 連結財務諸表等 2 財務諸表等 (以下、略)

【語群】

- ・企業の内容・企業の概況 ・事業の状況 ・事業のリスク・設備の状況・設備の更新
- ・提出会社の状況 ・連結子会社の状況・経理の状況 ・財務諸表の状況

問 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条に示されている臨時報告書の提出事由の例を以下から3つ選択しなさい。

- ・取締役会における決議事項
- ・株主総会における決議事項
- ・親会社又は重要な連結子会社の異動
- ・親会社又は特定子会社の異動
- ・代表取締役の異動
- ・取締役の異動

問 会社法に基づく開示と実務について以下の問いに答えなさい。

(問1) 以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入しなさい。

- 1) 計算関係書類に関する事項の金額は、一円単位又は千円単位で表示する。なお、千円単位で表示する場合、各単位未満の端数は切捨て、四捨五入、切上げのいずれの方式も認められる。
- 2) 無形固定資産については、減価償却累計額及び減損損失累計額を各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示する。
- 3) 株主資本の各項目の変動事由については、変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

(問2) 関連当事者との取引に関する注記について、次の記述の空欄に適当な語句を入れなさい。

関連当事者との取引のうち、次に掲げる取引については、注記は必要ない(会社計算規則第112条第2項)。

- ア 一般競争入札による取引並びに()及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- イ 取締役、会計参与、監査役又は執行役(以下この条において「役員」という。)に対する()等の給付
- ウ ア・イに掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る()を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

(問3) 会社計算規則第98条第1項第1号から第18号までで規定される注記項目のうち、5つを記載しなさい。

問 会社法及び関連法規並びにこれらの実務に関する以下の記述について、正しいものには「○」を記載した上でその根拠を、間違っているものには「×」を記載した上でその理由を記載しなさい。なお、○×のみ記載した場合は採点除外とする。

- ① 上場会社は、すべて会計監査人設置会社である。
- ② 定時株主総会の招集通知には、計算書類の附属明細書が添付される。
- ③ 監査等委員会設置会社には監査役会は存在しないが、監査役は存在する。
- ④ 個別注記表は計算書類に含まれるが、計算書類の附属明細書は計算書類に含まれない。
- ⑤ 事業報告の附属明細書は、会計監査人監査の対象とはならない。
- ⑥ 連結計算書類を作成した会社は、計算書類は作成する必要がない。

問 3月決算会社の株主総会を7月以降に実施すべきとの議論があります。これに関連して、以下の問いに答えなさい。

(問1) 7月以降に実施すべきとの考え方は、どのような考えに基づくものかについて述べなさい。

(問2) (問1)の解答を踏まえて、①現行法規における開催②7月以降の開催のいずれが望ましいかについて、あなたの考えを述べなさい。

問 EUR 株式会社は、資本金 16 億円、負債総額 250 億円、連結子会社を有する東証一部上場会社である。現在、会計監査人の CHF 監査法人の公認会計士 X は、経理担当者新人 A から計算書類に関する質問を受けている。これを読んだ上で、下記の問に答えなさい。

経理担当 A : 部長から聞いたのですが、当社は会社法上の大会社にあたるそうですね。
 (A) 会社法上の大会社の定義を教えてくださいませんか。
 公認会計士 X : 会社法第 2 条に記載されていますので、ご確認くださいませ。
 経理担当 A : ありがとうございます。確認しておきます。
 次に、注記表の記載内容について教えてくださいませんか。
 公認会計士 X : 会社計算規則第 98 条に記載されています。公開会社や会計監査人設置会社は、記載内容が多くなっているところに留意が必要です。また、(B) 連結計算書類を作成する場合も、注記の内容が異なります。
 経理担当 A : ありがとうございます。
 最後に、(c) 計算書類の附属明細書には、どのような内容を記載すべきかについて教えてください。
 公認会計士 X : 会社計算規則第 117 条に記載されていますので、良く読んでおいてください。
 経理担当 A : ありがとうございます。大変、参考になりました。

- (問 1) 下線部 (A) について、会社法上の大会社の定義を述べなさい。
 (問 2) 下線部 (B) に関連して、会社計算規則で定められている連結計算書類をすべて列挙しなさい。
 (問 3) 下線部 (C) に関連して、計算書類の附属明細書をすべて列挙しなさい。

問 取引所のルールに基づく開示と実務について以下の問いに答えなさい。

- (問 1) 決算短信の発表時期について、下記の () から適当な語句を選択しなさい。
- ・決算短信
遅くとも決算期末後 (① 30 日 35 日 40 日 45 日 50 日) 以内に開示することが適当とされ、(② 30 日 35 日 40 日 45 日 50 日) 以内 (期末が月末である場合は、翌月内) の開示がより望ましいとされています。
 - ・四半期決算短信
金融商品取引法における四半期報告書の法定提出期限が決算日後 (③ 30 日 35 日 40 日 45 日 50 日) 以内とされていることから、決算発表の早期化の要請はされていない。
- (問 2) 適時開示が要請される会社情報と監査法人との関係について、下記の①から③については適当な語句を記載しなさい。
- 決算発表は、(①) として発表されるが、(①) 及び添付資料である (②) については、会計監査人の監査対象で (③) 。
- (問 3) 上場会社の業績予想の修正、予想値と決算値の差異等に関する以下の各文について、正しいと判断した場合は「○」、誤りであると判断した場合は「×」を記入しなさい。
- 1) 一 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値) で除して得た数値が 一・三以上又は〇・七以下 であること。
 - 2) 二 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値) で除して得た数値が 一・三以上又は〇・七以下 (・・・中略・・・) であること。
 - 3) 三 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値) で除して得た数値が 一・一以上又は〇・九以下 (・・・中略・・・) であること。
 - 4) 四 剰余金の配当 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値 (決算によらないで確定した数値を含む。) を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の対応する期間に係る剰余金の配当の実績値) で除して得た数値が 一・二以上又は〇・八以下 (・・・中略・・・) であること。

問 以下の文章は、金融商品取引法第4条第1項及び第5条第1項の抜粋である。これを読んだ上で、以下の問に答えなさい。

第四条 (A)有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は(B)有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し(①)に(②)をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

(中略)

五 (③)又は()の総額が(④)の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。）

第五条 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報とその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る()をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、(C)次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (問1) 空欄①～④にあてはまる文言を答えなさい（丸数字のない括弧は無視してよい）。
 (問2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
 (問3) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を2つ列挙しなさい。

問 金融商品取引法及び開示府令に関する以下の各問いに答えなさい。

- (問1) 開示府令における「臨時報告書」の提出事由の具体例を2つ列挙しなさい。
 (問2) 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。
 (問3) 開示府令における「特定子会社」の意味を説明しなさい。

問 金融商品取引法及び関連法規並びにこれらの実務に従い、有価証券報告書に関する以下の問いに答えなさい。

- (問1) 有価証券報告書の提出義務に関して説明しなさい。その際、以下の点に触れること。
 ①どのような会社が提出対象になるか。②どのような場合に提出免除になるか。
 (問2) 有価証券報告書の記載に誤りがあった場合、提出会社においてどのような対応が必要になるかについて説明しなさい（当該誤りは会社が発見したものとする）。
 (問3) 継続開示会社の有価証券報告書の提出期限について説明しなさい。
 (問4) (問3)の期限までに有価証券報告書の提出ができない場合、提出会社はどのように対応すべきかについて説明しなさい。

問 大半の上場会社では、法的義務がないにもかかわらず、月次決算が行われている。そこで、月次決算を行うにはどのような目的があるのか、簡潔に説明しなさい。

問 A社は上場会社（期末日：12月31日）であるので、年に1回の有価証券報告書の提出と、年に3回の四半期報告書の提出が義務付けられている。それぞれの提出期限を答えなさい。
 なお、曜日や閏年については考慮しなくてよい。

- (1)第1四半期報告書、(2)第2四半期報告書、(3)第3四半期報告書、(4)有価証券報告書

問 流通市場における継続開示は、上場されている株式等流動性のある有価証券の発行会社に対して、投資者がその有価証券に投資するに際しての判断資料を提供するために義務付けられている開示制度である。以下の有価証券報告書に関する記載の空欄①～⑧に適切な用語や言葉、数字を入れて文章を完成させなさい。

- (1) 第一部 企業情報 「第1 企業の概況」では、主要な経営指標等の推移や創立からの経緯を時系列に記載した（①）の他、事業の内容、関係会社の状況、さらには平均勤続年数や平均年間給与等を記載した（②）の状況等、当該企業の全体像がわかるようになっている。
- (2) 第一部 企業情報 「第2 事業の状況」では、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、経営方針、経営環境及び（③）、事業等のリスク、経営上の重要な（④）等の他、研究開発活動や財政状態、経営成績及び（⑤）の状況の分析が記載されている。
- (3) 第一部 企業情報 「第3 （⑥）の状況」では、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設、除却等の計画が記載されている。
- (4) 第一部 企業情報 「第4 提出会社の状況」では、株式等の状況、自己株式の取得等の状況、配当政策、株価の推移、役員等の状況の他、企業統治に関する（⑦）の状況等が記載されている。
- (5) 第一部 企業情報 「第5 （⑧）の状況」では、監査対象となっている財務諸表等が記載されており、公認会計士が有価証券報告書の開示制度において最も関与している箇所である。

問 A社はこれまで6月の最終金曜日に株主総会を開催してきたが、株主からもっと早期に株主総会開催できないか要請されている。そのための方策としてとり得るものを下記の選択肢からすべて選びなさい。

- ア. 従来は3月16日に株主名簿基準日の公告を行っていたが、これを1週間早める。
- イ. 従来は5月1日に計算書類を会計監査人に提出していたが、これを1週間早める。
- ウ. 従来は会計監査人の監査報告書受領後に取締役会を開催していたが、これを前倒しして計算書類の提出時の開催に変更する。
- エ. 従来は監査役会の監査報告書を受領した1週間後に株主総会招集通知を発送していたが、これを前倒しして監査役会の監査報告書を受領した翌日の発送に変更する。
- オ. 従来は株主総会の招集通知発送から2週間経過してから株主総会を開催していたが、これを短縮して1週間経過後の開催に変更する。

問 子会社S社の当期末における純資産の部の金額が以下のとおりであった場合、当該期の定時株主総会における分配可能金額を算出なさい。

純資産の部	2,880	千円
株主資本	2,850	
資本金	2,000	
資本剰余金	530	
資本準備金	500	
その他資本剰余金	30	
利益剰余金	320	
利益準備金	-	
その他利益剰余金	320	
別途積立金	20	
繰越利益剰余金	300	
評価・換算差額等	30	
その他有価証券評価差額金	30	

- (注) 1. 自己株式の取得及びその予定はない。
2. 期末日現在、資産の部に繰延税金資産 50 千円が計上されている。

問 以下の文章が企業内容開示制度に関するどのような内容を説明した文章か、適切な内容を示す用語、文章、数値等を以下の選択肢ア～ハから選び、選んだカタカナを答えなさい。

- (1) 不特定多数の者に対し、新たに発行される有価証券の取得の申込を勧誘すること。
- (2) 不特定多数の者に対し、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘すること。
- (3) 有価証券報告書を提出している会社が、会社の経営に関連した重要な事実が発生した場合、速やかに提出しなければならないもの。この制度は有価証券の流通価格に重要な影響を与えると認められる事実が発生した際、その都度その内容を開示させ、投資家の確かな判断に資するように昭和46年の開示制度の大改正で設けられた。
- (4) 発行開示制度を補完するためのもので、発行市場における企業内容の開示書類である。有価証券届出書の提出を要しない一定規模以下の有価証券の発行及び売出し等に関する情報を内閣総理大臣に報告させ、その発行状況等を把握するとともに、届出を要しない有価証券の募集又は売出しであるかどうかの判断資料とするため、この制度が設けられている。
- (5) 継続開示している企業が届出書を提出する際、重複する部分を簡素化したもので、「追完情報」、「組込情報」が設けられているところに特徴がある。
- (6) 届出書に第一部「証券情報」以外は、継続開示書類を参照すべき旨のみ記載すれば足りるとするもので、発行社債券について複数の指定格付機関により上位三段階の格付を取得している等のいくつかの条件が課されている。
- (7) 発行登録制度において、実際の発行時に発行条件等の証券情報のみを記載した書類。
- (8) 有価証券の募集又は売出しのために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書。
- (9) XBRLでの財務報告の電子的雛形。
- (10) 株券等の大量保有の開示制度において大量保有者の変動（増減）において変更報告書を提出しなければならない変動（増減）割合。

(選択肢)

ア：有価証券の募集	イ：有価証券の売出し	ウ：有価証券の発行
エ：有価証券通知書	オ：臨時報告書	カ：組込方式（有価証券届出書）
キ：参照方式（有価証券届出書）	ク：公開買付届出書	ケ：発行登録追補書類
コ：目論見書	サ：インスタンス	シ：タクソノミ
ス：エディネット	セ：XBRL	ソ：ベーシック
タ：クリアランス	チ：1%	ツ：訂正報告書
テ：3%	ト：半期報告書	ナ：5%
ニ：四半期報告書	ヌ：7%	ネ：8%
ノ：一括方式（有価証券届出書）	ハ：セグメント情報	

問 証券取引所上場会社の決算における開示について次の問いに答えなさい。

法律及び規則	決算開示書類名
会社法	計算書類等
金融商品取引法	①
証券取引所の上場規則等	②

それぞれの法律や規則で求められている決算開示書類名を述べよ。

問 適時開示の重要性について簡潔に2つ述べなさい。

問 会社法に基づく会社の種類、計算書類等の開示制度および監査対象等に関して、以下の文章の空欄①～⑫に入る適切な語句を答えなさい。

1. 会社の種類と計算書類

会社法上、会社の機関を柔軟に設計することができる。その会社の種類により、作成される計算書類について重要な相違はないが、個別注記表については主として公開会社か否かにより、省略規定がある。連結計算書類については、旧商法における経過措置が引き継がれ、

(①) 提出会社にのみ作成義務が課されている。また、計算書類ではないが (②) についても同様、主として公開会社か否かにより、その内容に大きな相違がある。

公開会社とは、発行する株式の全部又は一部の株式の内容について、譲渡による当該株式の取得について、(③) の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社、いわゆる株式譲渡制限のない会社である。一般的によく使われる、「上場会社」を意味するものではない。

会社の規模は、資本の額又は最終の貸借対照表の負債の部の金額により、下記のとおり、「大会社」が定義されている。この定義に該当しない会社は「大会社以外の会社」となる。なお、旧商法特例法上、規定されていた「小会社」の区分は削除された。

大会社とは、資本の額が (④) 億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が (⑤) 億円以上の株式会社である。なお、最終事業年度とは株主総会の承認（所定の要件を満たす場合には取締役会の承認）を受けた計算書類のうち、最も直近の計算書類に対応する事業年度のことをいう。

2. 会社の機関について

会社法における株式会社の絶対的の必要機関は、株主総会と取締役のみである。その他の機関については、定款の定めにより、任意で設置が可能である。但し、下記の場合には、

(⑥) の設置義務が生じる。

- (1) 委員会設置会社
- (2) 大会社（公開会社でない会社及び委員会設置会社を除く）
- (3) 公開会社でない大会社

3. 開示制度

会社法における開示には、直接開示と間接開示がある。直接開示は、定時株主総会に先立って、(⑦) に添付して書類を株主に直接交付する、または、電磁的方法によって開示することによって情報提供を行うことをいう。これに対して、間接開示は、会社に開示書類を備え置くことにより株主や投資家がいつでも閲覧できるようにすることをいう。また (⑧) も間接開示として区分することもある。

直接開示で開示される書類は、(②)、計算書類、連結計算書類、(⑨) である。また、一定の場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面も招集通知に添付される。

計算書類は、貸借対照表、損益計算書、(⑩)、個別注記表から構成され、連結計算書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、(⑪)、連結注記表から構成される。

なお、会社法第 444 条 3 項により、事業年度の末日において、大会社であり、かつ、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定による (①) 提出会社については、連結計算書類を作成しなければならない。

間接開示では、(②) 及び計算書類並びにこれらの附属明細書を会社に備え置かなければならない。

不特定一般への開示方法である (⑧) では、貸借対照表又はその要旨、損益計算書又はその要旨を、(⑫) 又は日刊新聞紙に掲げる方法により開示する。ただし、損益計算書又はその要旨は、大会社のみ開示する。なお、(①) を提出している会社はこの (⑧) は不要とされている。

4. 監査対象について

大会社でかつ上場会社である会社の会社法に基づく（計算書類等）監査と金融商品取引法に基づく（財務諸表）監査（レビュー）の対象範囲を比較すると、後者特有のものとして（ ⑬ ）及び四半期財務諸表（四半期連結財務諸表）がある。

5. 注記表について

重要な（ ⑭ ）に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項で、下記の項目（重要性の乏しいものを除く）を記載する。

- (1) （ ⑮ ）の評価基準及び評価方法
- (2) （ ⑯ ）の減価償却の方法
- (3) （ ⑰ ）の計上基準
- (4) （ ⑱ ）及び費用の計上基準
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

6. 附属明細書について

附属明細書は、計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、（ ⑩ ）および注記表の記載事項について、追加的に補足して説明する書類として、毎決算期に作成されるものである。

附属明細書の記載事項については、会社計算規則第 117 条に規定されているが、具体的には、下記の項目となる。

- (1) 有形（ ⑰ ）および無形（ ⑱ ）の明細
- (2) （ ⑲ ）の明細
- (3) （ ⑳ ）の明細
- (4) （ ㉑ ）との取引に関する注記において記載を省略した事項
- (5) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、（ ⑩ ）および個別注記表の内容を補足する重要な事項

問 適時開示が求められる会社情報について次の空欄に適切な語句を入れなさい。

○上場会社の情報

- ・上場会社の

①

 事実
- ・上場会社の

②

 事実
- ・上場会社の

③

 情報
- ・上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- ・その他情報

○子会社の情報

- ・子会社の

④

 事実
- ・子会社の

⑤

 事実
- ・子会社の

⑥

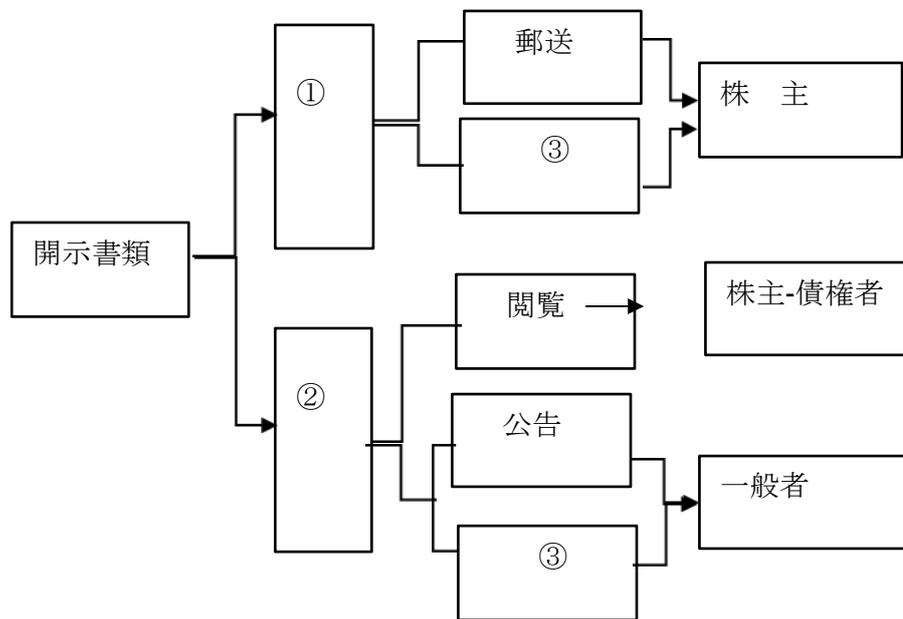
 の修正等

問 上場会社が業績予想、配当予想修正等する場合、既に発表した直近の予想の値と比べ、新たに算出された予想値がどの程度増減した場合に適時開示の対象となるか検討しなければならないか、以下のイ)～ニ)のそれぞれについて述べなさい。（純資産額及び資本金額の影響は記載を要しない）

- イ) 売上高
- ロ) 経常利益
- ハ) 純利益
- ニ) 剰余金の配当

問 各事業年度で作成することが義務付けられている決算書類(会社法 435 条第 2 項、計算規則第 59 条第 1 項)は、一般に計算書類等と呼ばれているが、計算書類とそれ以外の書類を具体的に列挙せよ。

問 開示制度についての次の表を参照し、以下の設問に答えなさい。



イ) 空欄①～③に適切な語句を入れなさい。

ロ) 会計帳簿の閲覧請求権 (会社法 433 条) を行使できる者の要件を簡潔に述べよ。

ハ) 公告の開示方法を 3 つ述べよ。

問 会計監査人を設置することが必要となる大会社の判定について、次の文章の中の空欄に最も適切な語句を下記の選択肢より選びなさい。(選択肢は複数回使用可)

最終事業年度に係る貸借対照表の資本金が ① 以上又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部の合計額が ② 以上になった場合には、大会社となる。(会社法第 2 条第 6 項)

なお、最終事業年度とは、③ の承認(所定の要件を満たす場合には、④ の承認)を受けた計算書類のうち、最も直近の計算書類に対応する事業年度のことをいう。(会社法第 2 条第 24 項)。

例えば、3 月決算の会社が、平成×1 年 8 月に減資を行い、資本金が ① 未満になった場合には、平成 ⑤ 6 月の定時株主総会の終結の時に大会社ではなくなり、平成 ⑥ 3 月期の決算より会計監査人の決算報告書が不要になる(ただし、⑦ において会計監査人を置く旨を定めている場合を除く)。

また、3 月決算の会社が平成×1 年 3 月期の決算において負債の部に計上する額の合計額が ② を超過することが見込まれる場合、平成 ⑧ 6 月の定時株主総会までは大会社とならず、平成 ⑨ 3 月期より大会社に該当することとなる。したがって、平成 ⑩ 6 月の定時株主総会で会計監査人を選任し、平成 ⑪ 3 月期の決算より会計監査人の決算報告書が必要になる。

選択肢

登記簿、定款、規程、稟議書、社内組織、1 億円、3 億円、5 億円、10 億円、100 億円、200 億円、取締役会、監査役会、創立総会、定時株主総会、臨時株主総会、発起人会、代表取締役、会計参与、×1 年、×2 年、×3 年、×4 年

問 監査役会及び会計監査人を設置する連結計算書類を作成しない3月期決算会社の定時株主総会までの決算の流れについて次の問に答えなさい。

- (1) 定時株主総会は、会社法上決算期末より何ヶ月以内に開かねばならないとされていますか。
- (2) 会計監査人が、特定取締役より提出を受けた計算書類とその附属明細書を特定監査役及び特定取締役に対し、その監査報告の内容を通知する期限について空欄を埋めなさい。

以下のうちいずれか遅い日（会社計算規則 130 条第 1 項 1 号）。

イ) 計算書類の全部を受領した日から 週間を経過した日

ロ) 計算書類の附属明細書を受領した日から 週間を経過した日

ハ) 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で により定めた日

- (3) 特定監査役が、特定取締役より提出を受けた計算書類とその附属明細書を、特定取締役及び会計監査人に対し、その監査報告の内容を通知する期限について空欄を埋めなさい。

以下のうちいずれか遅い日（会社計算規則 132 条第 1 項 1 号）

イ) 会計監査報告を受領した日から ① 週間を経過した日

ロ) 特定取締役、特定監査役の間で ② により定めた日があるときは、その日

問 剰余金の配当と処分について次の問いに答えなさい。

A 社の決算末日における貸借対照表「純資産の部」は以下の通りです。
(単位：千円)

資本金	500,000
資本剰余金	60,000
資本準備金	50,000
その他の資本剰余金	10,000
利益剰余金	33,000
利益準備金	5,000
任意積立金	5,000
繰越利益剰余金	23,000
自己株式	△5,000
純資産合計	588,000

- (1) 会社法 446 条、会社計算規則 149 条の決算末日における剰余金の額はいくらになりますか
- (2) 決算末日以後純資産の部に増減を伴う事象が生じなかった場合、分配可能額はいくらになりますか。
- (3) 剰余金があっても剰余金の配当ができない場合とは、どのような場合ですか。
- (4) 原則として、剰余金の配当には、株主総会決議においてどういった決議を要しますか。また、その決議とはどのようなものですか簡潔に述べなさい。

<連結財務諸表作成実務>

問 P社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度（以下、「当連結会計年度」）に係る連結財務諸表の作成に関して、各資料に基づき、連結精算表上の空欄①～⑱に入る数値を答えなさい。解答に当たっては、貸方項目を「△」（マイナス）表記すること。なお、解答すべき数値がない場合には、「なし」と記載しなさい。

[資料1] 当連結会計年度の連結精算表

	P社	S社		単純合算 千円	連結修正 千円	連結 千円
	千円	千ドル	千円			
現金及び預金	1,000,000	1,000				①
売掛金及び受取手形	5,000,000	9,000				②
棚卸資産	3,600,000	8,000				③
繰延税金資産	800,000	600				④
その他流動資産	300,000	500				
有形固定資産	4,200,000	6,200				⑤
無形固定資産	200,000	800				
のれん						
関係会社株式	1,592,800					
その他投資	380,000					
買掛金及び支払手形	△3,000,000	△6,000				
未払金	△1,600,000	△1,000				
未払費用	△500,000	△700				
未払法人税等	△1,000,000	△300				
繰延税金負債						⑥
資本金	△3,592,800	△10,000				⑦
資本剰余金	△1,600,000					
利益剰余金	△5,780,000	△8,100				
為替換算調整勘定						⑧
非支配株主持分						⑨
売上高	△ 20,000,000	△50,000				⑩
売上原価	6,000,000	35,000				⑪
販売費及び一般管理費	9,000,000	10,000				⑫
営業外収益	△800,000	△500				⑬
営業外費用	1,200,000	500				
特別利益	△100,000					
関係会社株式評価損	3,407,200					⑭
その他特別損失	100,000					⑮
法人税等	1,400,000	2,000				
法人税等調整額	△200,000	△100				⑯
非支配株主損益						
利益剰余金期首残高	△6,087,200	-	△ 774,500	△6,861,700		
配当金	300,000	-	100,000	400,000		⑰
当期純利益	7,200					⑱
利益剰余金期末残高	△5,780,000					

注) 当期末為替レートは1ドル110円、期中平均レートは1ドル105円である。

[資料 2] 連結決算整理事項

(1) 資本連結に関する事項

P 社は、2010 年 4 月 1 日に S 社の発行済株式の 80%を第三者より 5,000,000 千円で取得し、子会社化した。

取得日直前における S 社の純資産の内訳は、資本金 1,500,000 千円、利益剰余金△250,000 千円であり、簿価と時価に差異のある項目はなかった。

前期末における S 社の純資産の内訳は、資本金 1,500,000 千円、利益剰余金 800,000 千円であり、為替換算調整勘定はゼロであった。

発生したのれんは、20 年で償却している。

なお、当期末において P 社決算上、S 社株式の回復可能性を見直したところ、将来期間における回復可能性が乏しいと判断し、簿価純資産を実質価額とみなし、減損処理を行っている。

P 社では、S 社株式評価損に係る繰延税金資産は計上していない。

(2) 配当に関する事項

S 社は、2017 年 5 月に 100,000 千円の配当決議を行い、2017 年 6 月に同額を株主に支払った。なお、源泉税は生じていない。

(3) 取引高及び債権債務に関する事項

当期における S 社の P 社に対する売上高は、3,000,000 千円、P 社の S 社に対する仕入高は、2,850,000 千円である。

当期末における S 社の P 社に対する売掛金は、480,000 千円、P 社の S 社に対する買掛金は、300,000 千円である。

未達取引としては、S 社が P 社に送付した商品未着によるものと、P 社が S 社に対して支払った代金の送金未達があり、金額はそれぞれ推定すること。

なお、前期末時点では未達取引は存在しなかった。

(4) 未実現利益に関する事項

当期末において、P 社の個別財務諸表上、S 社から仕入れた棚卸資産が 500,000 千円計上されている。

未実現利益の計算に当たっては、S 社個別財務諸表上の売上総利益率を用いる。

なお、期首時点でのグループ内仕入在庫は存在しない。

(5) 税効果に関する事項

- ・ P 社の法定実効税率は 30%、S 社の法定実効税率は 25%とする。

- ・ S 社の課税所得は、100,000 千円である。

- ・ S 社では、当期末において、S 社所在地国の税制改正を受けて、翌期以降の配当に関する源泉税が一律 10%課されることになった。これを受けて、株主間の同意に基づき、2018 年 4 月以降、無期限で配当を行わないことを意思決定した。なお、S 社所在国では、利益剰余金の全額の配当が可能である。

(6) その他

外貨換算については、資料及び問題文に個別に指示がある箇所以外については無視する。

問 連結キャッシュ・フロー計算書の作成に当たり、下記支出額の開示上の活動区分を答えなさい。

- ① 子会社株式に係る取得関連費用の支出額
- ② 非支配株主からの子会社株式取得の支出額

<IFRS の概論及びフレームワークに基づく会計処理の基礎>

問 国際財務報告基準に関する以下の(1)～(20)について、正しければ○、誤りがあれば×を解答用紙に記載し、誤りがある場合、誤りの箇所と正しい記述を答えなさい。

- (1) 1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（以下、「1989年フレームワーク」と略す）」及び、2010年に公表された1989年フレームワークの修正版「財務報告に関する概念フレームワーク（以下、「2010年フレームワーク」と略す）」はIFRSの基準の1つである。
- (2) 2010年フレームワークでは、財務諸表の主要な利用者として現在及び潜在的な投資者、融資者、経営者があげられている。
- (3) 1989年及び2010年フレームワークでは、資産は「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と定義されている。
- (4) 1989年及び2010年フレームワークによると、ある項目が資産の定義を満たした場合、必ず貸借対照表に認識される。
- (5) 2010年フレームワークでは、有用な財務情報の基本的な質的特性として関連性(Relevance)と忠実な表現(Faithful Representation)の二つをあげている。
- (6) 1989年及び2010年フレームワークでは、コストは会計基準を設定する際の制約とはされていない。
- (7) 2010年フレームワークでは、補強的特性として比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性があげられている。補強的特性は場合によっては基本的特性よりも重視される場合がある。
- (8) 2010年フレームワークにおける測定とは、構成要素が認識され、貸借対照表及び損益計算書に計上される金額を決定する過程をいい、最も実態を表す測定の基礎として公正価値が挙げられている。
- (9) IFRS適用のアプローチのうち、IFRSを採用するに際し、承認手続を必要とするアプローチを「コンバージェンス・アプローチ」という。
- (10) IFRS財団では、各国の組織が解釈指針を作成・公表することを奨励している。
- (11) 2017年11月末日現在、国際的な財務活動及び事業活動を行っていない日本企業がIFRSで有価証券報告書を提出することは認められない。
- (12) 2017年11月現在、米国は全ての米国企業に対しIFRSの任意適用を認めている。
- (13) 2017年10月時点で、IFRS財団のホームページによると、IFRSを強制適用ないしは実質的に強制適用している国または地域は100以上存在する。
- (14) IASBはメンバーの選任に際して、会計知識や経験を優先しているため、同一地域のメンバーのみにより運営される可能性がある。
- (15) IASBが公表する基準には、IFRSの名称がつくもの(例：IFRS第1号)とIASの名称が付くもの(例：IAS第1号)があるが、基準の優先度はIFRSのほうが高い。
- (16) 企業がIFRSによる財務諸表を初めて作成する際の免除規定等が定められているのは、IAS第1号である。
- (17) IFRSで用いられている「可能性が高い(probable)」という文言について、フレームワーク(1989年フレームワーク及び2010年フレームワーク)において具体的数値が定義されている。
- (18) IFRSでは、財務諸表の認識基準を満たす項目を認識しなかったとしても、注記による開示を充実させることで、修正することができる。
- (19) 2002年9月に、IASBとFASBはいわゆる「ニューヨーク合意」と呼ばれる覚書を交わし、今後お互いが会計基準を開発するにあたり、IFRSと米国基準との統合に重きを置き、将来において双方の基準の重要な差異をなくすこととした。
- (20) のれんについて日本基準とIFRSはいずれも定期償却を行うこととされている。

<企業再編の実務>

問 企業結合に関する会計基準、事業分離等に関する会計基準について、以下の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。

(①) 及び (②) 以外の企業結合は取得となる。

「事業分離」とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。

分離元企業は、事業分離日に、次のように会計処理する。

移転した事業に関する投資が (③) されたとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額（移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による差額から、当該事業に係る評価・換算差額等及び新株予約権を控除した額をいう。以下同じ。）との差額を移転損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。

移転した事業に関する投資がそのまま (④) しているとみる場合、移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するものとする。

子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて、移転した事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、当該事業に関する投資が (⑤) しているとみなされる。

問 X社（公開企業）とY社（公開企業）はX2年3月31日に、X社を存続会社、Y社を消滅会社とする吸収合併を行った。この合併について、存続会社X社の合併仕訳を完成させなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

- ① 当該企業結合は取得とされ、取得企業はX社となった。
- ② X社とY社の発行済株式総数は、いずれも100株であり、Y社の株主に割り当てるX社の株式数は、50株であった。
- ③ 合併期日におけるX社の1株当たりの株価は18、合併期日におけるY社の1株当たりの株価は9であった。
- ④ 合併期日におけるY社の識別可能資産の時価は、800であった。
- ⑤ X社は増加すべき株主資本のうち、200を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。

問 P社はX1年3月31日に、単独新設分割によりa事業を分割し、子会社S社を設立した。この会社分割について、P社およびS社の仕訳を答えなさい。

なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

- ① S社の払込資本の内訳については、200を資本金とし、残額についてはその他資本剰余金とした。
- ② a事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額は以下の通りであった。

a事業に係る資産及び負債			
売掛金	220	買掛金	100
建物	580		

- 問** A社(公開企業)はX1年3月31日に800を出資し、子会社B社を設立した(持分割合80%)。A社はX3年4月1日に株式交換によりB社を完全子会社化した。この株式交換について、完全親会社A社の個別財務諸表上の仕訳を作成しなさい。
 なお、本問では、税効果は考慮しない。

(前提条件)

- ① A社は新株をB社の非支配株主に10株を発行した。
- ② 株式交換日のA社株式の1株当たりの時価は40であった。
- ③ A社の新株発行に伴う増加資本については、資本金100、資本準備金100、残りをその他資本剰余金とする。
- ④ 株式交換日の前日(X3年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。

A社個別貸借対照表(X3年3月31日)			
現金預金	2,200	資本金	1,500
B社株式	800	その他資本剰余金	1,500
合 計	3,000	合 計	3,000

B社個別貸借対照表(X3年3月31日)			
現金預金	600	資本金	1,000
売掛金	800	利益剰余金	400
合 計	1,400	合 計	1,400

A社連結貸借対照表(X3年3月31日)			
現金預金	2,800	資本金	1,500
売掛金	800	資本剰余金	1,500
		利益剰余金	320
		非支配株主持分	280
合 計	3,600	合 計	3,600

- 問** H社(公開企業)とD社(公開企業)はX1年4月1日に、株式移転により、株式移転設立完全親会社(HD社)を設立した。この株式移転について、株式移転完全親会社HD社の仕訳を完成させなさい。
 なお、本問では、税効果は考慮しない。

- ① 当該株式移転は取得(H社が取得企業)と判断された。
- ② H社とD社の発行済株式総数は、いずれも100株であり、株式移転完全親会社HD社の株式は、旧H社株主に100株、旧D社株主に50株割り当てられた。
- ③ 株式移転日のH社株式の1株当たりの時価は20であった。
- ④ 株式移転設立完全親会社HD社は、増加すべき株主資本のうち、資本金を1,000増加させ、残額についてはその他資本剰余金とした。
- ⑤ 株式移転日の前日(X1年3月31日)の貸借対照表は次のとおりである。

H社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
現金預金	1,000	資本金	1,000
売掛金	500	利益剰余金	1,000
合 計	2,000	合 計	2,000

D社個別貸借対照表(X1年3月31日)			
現金預金	350	資本金	500
売掛金	350	利益剰余金	200
合 計	700	合 計	700

以 上

JFAEL

Japan Foundation for Accounting Education & Learning